



バス関東本部

契約社員(A・B)及び臨時雇用員の 処遇改善等について提案を受ける!

2020年4月1日に「パートタイム・有期雇用労働法」が改正されることに伴い、「同一労働同一賃金」の実施を踏まえ、処遇改善を実施することが提案されました。

主な改善内容

契約社員 A

基本的に「社員に準ずる」という位置付けとして、社員とほぼ同等の制度とする。

※割増賃金や、年次有給休暇を社員同様とするなどの他、休暇の新設もあり。ただし、都市手当(11.5%)については、長期雇用を前提とした社員の処遇と、社員に準じながらも有期(=雇用の流動性がある)であることから支給率が異なる現行のままとする。

契約社員 B 及び臨時雇用員

契約社員 B の主な属性は、①採用から6ヶ月間と②継続雇用となる。

- これまで適用しなかった特勤・緊急呼出、行先地の各手当を支給し、手当を社員(新・旧制度)とほぼ同等とする。
- フルタイムで働いていることから、休暇制度(年休・有給・無休)についても同様とする。

臨時雇用員の主な属性は、①いわゆるアルバイト(東京営業支店、各箇所の施設清掃等)、②継続雇用(2名)、③ガイドとなる。

- 法改正の趣旨に鑑み、特勤・緊急呼出・行先地の各手当は適用することとする。
- 休暇制度は雇用の流動性に鑑み現行通りとする。

パワーハラスメント防止に対する対応について

2020年6月1日に施行される改正労働政策総合推進法による「パワーハラスメント防止対策」に則り、ジェイアールバス関東株式会社就業規則、契約社員各就業規則に、「パワーハラスメント防止」に関する条項を追加する。

実施期日: 2020年4月1日

より働きやすい環境を目指して、職場の声を基にした
JR東労組運動を全組合員でつくり出していきましょう!